

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税

特別徴収のしおり

【各種申請書・届出書様式】



浜田市 税務課 市民税係

〒 697-8501 島根県浜田市殿町1番地

TEL : (0855)25-9232(直通)

FAX : (0855)23-6941

E-mail: zeimu@city.hamada.lg.jp

浜田市 特別徴収

検索



平素から、当市の税務行政に格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、下記の3点は、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務にあたって、特にご注意いただきたい事項です。

参照ページとあわせてご一読いただき、適正な課税にご協力をよろしくお願ひします。

1 特別徴収した税額は、必ず納期限までに納入してください。

市民税・県民税・森林環境税に係る特別徴収税額の納期限は、税額を徴収した翌月の10日（土・日・祝日の場合はその翌営業日）です。

○参照ページ：P5

2 異動があった場合は、異動届出書を必ず提出してください。

異動（退職・休職・転勤等）があった場合は、翌月10日までに異動届出書を必ず提出してください。

○参照ページ：P2、P8～12

3 納入金額に変更がある場合は、納入書を訂正して使用してください。

納入金額に変更がある場合は、納入書の金額を訂正し、該当欄と合計額に正しい税額を記入して使用してください。

○参照ページ：P6

手続きについては、裏表紙の「届出早見表」もあわせてご確認ください。

目 次

—特別徴収事務—

第1章 給与からの特別徴収事務

- 第1 給与からの特別徴収事務について 2
- 第2 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について 3
- 第3 納入について 5
- 第4 納期の特例について 7

第2章 各種届出・申請 8

(様式は25ページ以降)

—市民税・県民税・森林環境税の概要—

第3章 令和8年度市民税・県民税の主な改正点 13

- 第1 給与所得控除等の見直し
- 第2 各種扶養控除・所得要件の引き上げ
- 第3 特定親族特別控除の創設

第4章 特別徴収税額通知の電子化 14

- 第1 特別徴収税額通知の電子化について
- 第2 特別徴収税額通知の受取方法

第5章 市民税・県民税・森林環境税の賦課

- 第1 市民税・県民税・森林環境税について 15
- 第2 市民税・県民税額の算出 17

第6章 届出早見表 裏表紙をご覧ください

第1章 給与からの特別徴収事務

第1 給与からの特別徴収事務について

1 特別徴収とは

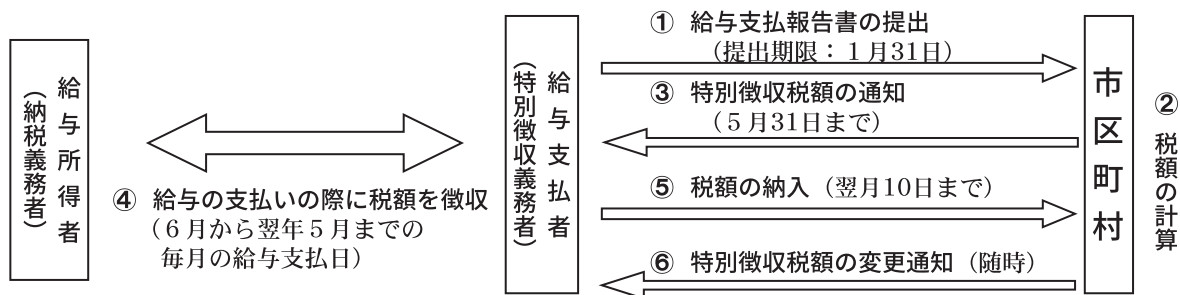
納税義務者が納付すべき市民税・県民税・森林環境税を、給与支払者が給与の支払いをする際、毎月（6月から翌年の5月まで）徴収し、翌月10日までに納入する制度です。

給与所得者は原則として特別徴収の方法により市民税・県民税・森林環境税を納付します。

2 特別徴収義務者について

「特別徴収義務者」・・・市民税・県民税・森林環境税を徴収、納入義務を負う給与支払者
市区町村は納税義務者が給与所得者である場合に、毎年4月1日現在において給与の支払をする者で、所得税を源泉徴収して納付する義務がある者を特別徴収義務者に指定します。

3 特別徴収事務の流れ



- ① **給与支払報告書の提出**：提出期限1月31日（休日、祝日等の場合はその翌日）
給与支払報告書は、給与所得者がその年の1月1日現在に住所を有する市区町村に提出してください。

令和9年度分(令和8年中支払分)の提出期限は令和9年1月27日(水)必着

(法定提出期限は令和9年2月1日(月)ですが、早期提出にご協力をお願いいたします。)

- ② **税額の計算** (P22参照)
所得税の源泉徴収の場合と異なり、市区町村が納税義務者の税額を計算し通知します。
- ③ **特別徴収税額の通知**：5月31日まで
「令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の通知書(納税義務者用)」を速やかに各納税義務者に配付してください。
- ④ **給与の支払いの際に税額を徴収**：6月から翌年5月までの毎月の給与支払日
「令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)」に記載してある月割額を、給与支払の際に徴収してください。
- ⑤ **税額の納入** (P5参照)：徴収した翌月の10日まで
- ⑥ **特別徴収税額の変更通知**：随時
特別徴収税額を変更した場合は、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、変更後の月割額を徴収し納入してください。納税義務者用の通知書は本人に配付してください。

4 給与所得者・事業所に異動があった場合の手続き

裏表紙の「届出早見表」をご確認の上、P25以降の各種届出書を提出してください。

第2 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について

退職所得に係る市民税・県民税は、所得税と同様に退職所得が支払われたときに納入することとなり、特別徴収義務者がその税額を算出、徴収し、市区町村に納入します。

退職所得は原則として、他の所得と分離して所得の発生した年に課税する現年分離課税主義をとっています。

1 納税義務者

退職した年の1月1日現在、浜田市に住所を有する人

(生活保護法に基づく生活扶助を受けている人は課税されません。)

※給与分の税額と納入先の市区町村が異なる場合があります。

2 市民税・県民税が課税されない退職手当等

- (1) 死亡により退職した人に支給すべき退職手当等で、その人の相続人等に支給されることになったもの
- (2) 退職した人又は死亡により退職した人の遺族に、退職に伴う転居のために通常必要とされる範囲内で支払われる旅費等

3 退職所得に係る市民税・県民税額の算出

(1) 税額の算出方法

- ① 勤続5年以下の一般の従業員等に支払われる退職手当等の支払金額から、退職所得控除額を控除した残額が300万円を超える場合

(※退職所得控除額を控除した残額が300万円を超える部分について、2分の1を乗じる措置を適用しないで計算します。)

$$150万円 + \left\{ \boxed{\text{退職手当等の支払金額}} - \left(300万円 + \boxed{\text{退職所得控除額}} \right) \right\} = \boxed{\text{退職所得の金額}}$$

(1,000円未満の端数切捨て)

- ② 勤続5年以下の法人役員等に支払われる退職所得の場合

(※法人役員等は、法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員が対象になります。)

$$\left(\boxed{\text{退職手当等の支払金額}} - \boxed{\text{退職所得控除額}} \right) = \boxed{\text{退職所得の金額}}$$

(1,000円未満の端数切捨て)

- ③ 上記以外の人に対して支払われる退職手当等

$$\left(\boxed{\text{退職手当等の支払金額}} - \boxed{\text{退職所得控除額}} \right) \times 2分の1 = \boxed{\text{退職所得の金額}}$$

(1,000円未満の端数切捨て)

$$\text{市民税} = \boxed{\text{退職所得の金額}} \times 6\% \quad (100円未満の端数切捨て)$$

$$\text{県民税} = \boxed{\text{退職所得の金額}} \times 4\% \quad (100円未満の端数切捨て)$$

(2) 退職所得控除額の算出

勤続年数	退職所得控除額
1年未満の端数は1年に切り上げ	障がい者になったことにより退職した場合は以下の金額に100万円を加算
20年以下	40万円×勤続年数【下限80万円】
20年を超えるとき	80万円+70万円×(勤続年数-20年)

4 特別徴収票の提出

令和8年1月1日以後に支払う退職手当等については、**すべての受給者**について「退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）」を提出する必要があります。

ただし、地方税法施行規則第2条の5の2の規定により、当分の間、「退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）」の**市町村への提出を省略**することが可能となっています。特別徴収票を提出省略とされる場合は、退職手当等に係る市民税・県民税・納入申告書をご提出ください。

5 退職所得分の市民税・県民税納入申告書の提出

退職所得分の市民税・県民税納入申告書は納入書の裏面に様式があります。

また、浜田市のウェブサイトからもダウンロードすることができます。

特別徴収税額等の必要事項を記載して、金融機関等に提出してください。

なお、退職者（納税義務者）の個人番号は不要です。

(1) 特別徴収義務者が法人の場合

法人番号を記載して、提出してください。

(2) 特別徴収義務者が個人事業主の場合

個人事業主の場合は、納入書裏面の様式は使用せず、別途納入申告書を記載し、直接税務課へ提出してください。

詳しくは、税務課市民税係までお問い合わせください。

※ 個人事業主の場合、マイナンバー制度に基づき事業主本人の個人番号を記載する必要があります。

納入申告書は金融機関等に提出する納入書と一体となっていますが、金融機関等は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）上、個人番号を取り扱うことができません。

そのため、金融機関等を経由せず、直接税務課へ提出する必要があります。

※ 個人番号を記載した納入申告書の提出を受ける際には、番号法に基づく本人確認を行いますのでご協力をお願いします。

6 納入について（P5参照）

退職所得に係る市民税・県民税について詳しく説明した、「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」（A5版・57頁）が必要な場合はお申し出ください。

〈問合せ先〉 浜田市税務課市民税係 電話番号：（0855）25-9232

第3 納入について

1 納期限

税額を徴収した翌月の10日（土・日・祝日の場合はその翌営業日）

令和8年度の納期限は以下のとおりです。

月	納期限	月	納期限
6月分	令和8年7月10日(金)	12月分	令和9年1月12日(火)
7月分	令和8年8月10日(月)	1月分	令和9年2月10日(水)
8月分	令和8年9月10日(木)	2月分	令和9年3月10日(水)
9月分	令和8年10月13日(火)	3月分	令和9年4月12日(月)
10月分	令和8年11月10日(火)	4月分	令和9年5月10日(月)
11月分	令和8年12月10日(木)	5月分	令和9年6月10日(木)

2 納入方法

同封の納入書にはあらかじめ納入金額の記載があります。

(1) 納入金額に変更がない場合：納入書はそのまま使用してください。

(2) 納入金額に変更がある場合：金額を訂正してから使用してください。

(3) 退職所得に係る税額の納入がある場合：

退職所得分の納入金額を記載し、納入書の裏面の「納入申告書」に必要な事項を記入してください。

※(2)、(3)の場合はP6「6 納入書の取り扱いについて」を参照してください。

※納入書の送付を希望しない事業所には、納入書を同封していません。

納入書が必要になった際には、税務課までご連絡ください。

3 納入場所

指定金融機関：山陰合同銀行

指定代理金融機関：島根県農業協同組合

収納代理金融機関：島根銀行 日本海信用金庫 島根益田信用組合
中国労働金庫 JFしまね漁業協同組合
郵便局及びゆうちょ銀行

4 郵便局及びゆうちょ銀行での納入

中国5県以外の郵便局及びゆうちょ銀行から納入される場合は、P29の「指定通知書」を納入書に添えて郵便局等に提出してください。

2回目以降は納入書のみで納入ができます。前年度利用された指定郵便局等は本年度も引き続き利用できます。

5 納期限までに納入しなかった場合

(1) 納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、延滞金を徴収します。

(2) 督促状発付後は督促手数料200円を徴収します。

(3) 滞納処分を受けることがあります。

納期限までに納入されない場合、従業員に納税証明書の交付ができないことになります。

必ず納期限内に納入をお願いします。

6 納入書の取り扱いについて

★退職、一括徴収、転勤、税額変更等で給与分の納入金額を変更するときは…

- ① 納入金額(1)を横線で抹消する。
- ② 納入金額(2)の給与分と合計額に正しい税額を記入する。

市区町村コード	口座番号	加入者名
3 2 2 0 2 4	01370-1-960992	浜田市会計管理者
月別	月分	納入金額(1)
令和8年	10	165,000
322024	納入金額	合計額
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	1 6 0 0 0 0
納期限 令和8年11月10日	退職所得分	
取りまとめ店 ゆうちょ銀行広島貯金事務センター (〒730-8794)	延滞金	
	督促手数料	
	合計額	1 6 0 0 0 0

① 横線で抹消
(訂正印は不要)

② 給与分、合計額に
正しい税額を記入

納入金額に変更がある場合

★退職所得分または延滞金が発生し、合算した金額に変更するときは…

- ① 納入金額(1)を横線で抹消する。
 - ② 納入金額(2)の給与分、退職所得分、延滞金、督促手数料の内訳の該当欄に記入し、合計欄も記入する。
- ※ この場合、納入金額(1)と給与分に変更がなくても納入金額(1)は横線で抹消し、納入金額(2)の給与分に書き直してください。
- ※ 退職所得分が発生した時は、納入書裏面の納入申告書に必要事項を記入してください。

市区町村コード	口座番号	加入者名
3 2 2 0 2 4	01370-1-960992	浜田市会計管理者
月別	月分	納入金額(1)
令和8年	10	165,000
322024	納入金額	合計額
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	1 6 5 0 0 0
納期限 令和8年11月10日	退職所得分	1 0 0 0 0 0
取りまとめ店 ゆうちょ銀行広島貯金事務センター (〒730-8794)	延滞金	
	督促手数料	2 0 0
	合計額	2 6 5 2 0 0

① 横線で抹消
(訂正印は不要)

② 給与分、退職所得分、
延滞金、督促手数料の
該当欄と合計額に記入

(注) 数字の前に「¥」マークを記入しないでください。

金額記入例 枠からはみ出さないようはっきりと記入してください。

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第4 納期の特例について

給与の支払いを受ける人が全体で常時10人未満の事業所は、申請し承認を受けた場合、特別徴収税額の納期を年2回とすることができます。

1 納期の特例による納期限

納期	対象となる徴収税額	令和8年度納期限
1回目	6月～11月分	令和8年12月10日(木)
2回目	12月～5月分	令和9年6月10日(木)

※源泉所得税についても納期の特例制度があります。

詳細は所轄税務署におたずねください。

〈参考〉源泉所得税の納期の特例による納期限

対象となる徴収税額	令和8年分納期限
1月～6月分	令和8年7月10日(金)
7月～12月分	令和9年1月20日(水)

2 手続方法 (P28参照)

「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を提出してください。

すでに承認済みの場合は、申し出がない限り継続されます。

3 適用時期

原則として、承認した日の属する月分以降適用されます。

その申請につき、承認もしくは却下の処分をする時は、書面で申請日の属する翌月末日までにその旨を通知します。

4 注意事項

- (1) 滞納や著しい納入遅延がある場合は、承認されない場合や承認を取り消すことがあります。
- (2) 承認後、給与の支払いを受ける人が常時10人未満でなくなった場合は、その旨を遅延なく届け出てください。
- (3) 納期の特例が承認された場合でも、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」は、その事由が生じた翌月10日までに必ず提出してください。

第2章

各種届出・申請

1 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 P25

- (1) 異動（退職・休職・転勤等）があった場合は、翌月10日までに異動届出書を必ず提出してください。
- (2) 1月1日から4月30日までの退職者（休職者）については、残りの税額を必ず一括徴収してください。

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
濱田市長 様 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地 令和 年 月 日提出		所在地 〒 フリガナ 氏名又は名称 個人番号 又は法人番号	特別徴収義務者 指定番号 ② 給与所得者 宛名番号 ③ 所属 氏名 ④ 電話 内線 ()	特別徴収税額 (年税額) (ア) ⑧ 徴収済税額 (イ) ⑨ 未徴収税額 (ウ) (イ) ⑩	異動年月日 ⑪ 異動の事由 ⑪ 異動後の未徴収税額 の徴収方法 ⑫	第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係) ※この用紙が不足した場合はコピーしてご使用ください。		
フリガナ 氏名 ⑤ 生年月日 年 月 日 個人番号 受給者番号 1月1日現在の住所 ⑥ 異動後の住所 ⑦		(ア) 特別徴収税額 (年税額) ⑧ (イ) 徴収済税額 ⑨ (ウ) 未徴収税額 (イ) ⑩		異動年月日 ⑪ 異動の事由 ⑪ 異動後の未徴収税額 の徴収方法 ⑫		1. 特別徴収継続の場合 ⑬ ⑬ 2. 一括徴収の場合 ⑭ ⑭ 3. 普通徴収の場合 ⑮ ⑮		

- ① 法人の場合・・・事業所の所在地、名称、法人番号を記入
 個人事業主の場合・・・事業主の住所、氏名、事業主の個人番号を記入
- ② 特別徴収税額通知書の「指定番号」を記入
- ③ 特別徴収税額通知書の「宛名番号」を記入
- ④ この届出書の内容について、応答できる方の所属・氏名・電話番号を記入
 ※問い合わせをすることがありますので、必ず記入をお願いします。

- ⑤ 給与所得者の氏名（フリガナ）・生年月日・個人番号・受給者番号を記入
- ⑥ 令和8年1月1日現在の住所を記入
- ⑦ 退職（休職）後の住所が、1月1日現在の住所と異なる場合は、新しい住所を記入
- ⑧ 特別徴収税額通知書の「特別徴収税額」欄の金額を記入
- ⑨ 何月分から何月分まで徴収したか、またその合計額を記入
- ⑩ (ア)-(イ)の金額を記入
- ⑪ 退職等の異動が発生した月日及び異動の該当事由について該当番号を記入
- ⑫ 異動後の未徴収税額の徴収方法について該当番号を記入
 - (1) 転勤により異動した人が新勤務先で特別徴収の継続を希望される場合には、⑬欄に記入
 - (2) 未徴収税額を一括徴収する場合には、⑭欄に記入
 - (3) 上記(1)又は(2)に該当しない場合には、⑮欄に記入

【異動後の徴収方法の記入の仕方について】

- 1. ⑬ 転勤により新勤務先で特別徴収の継続を希望される場合
⇒新勤務先の所在地、氏名又は名称、担当者連絡先、月割額及び開始月等の必要事項を記入
受給者番号については、必要な場合のみ記入
新規の場合は、納付書の要否を記入
- 2. ⑭ 未徴収税額を特別徴収義務者が給与などからまとめて徴収する場合
⇒一括徴収理由、徴収予定日、徴収予定額及び一括徴収した金額を何月分で納入するかを
記入
 - ・令和9年1月1日以降の退職者
⇒一括徴収が義務付けられています
(詳細は、裏表紙裏の「退職・休職される方の個人住民税一括徴収について」をご覧ください。)
- 3. ⑮ 未徴収税額を本人が支払う（普通徴収）場合には、該当番号を記入

「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」は、異動があった月の翌月10日までに提出してください。

記入例1 [退職（未徴収税額は普通徴収）の場合]

普通徴収…納税義務者（従業員）が未徴収税額を直接納付する方法

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 兩年度	
濱田市長 様 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地 令和 年 月 日提出		所在地 〒697-0027 濱田市殿町1番地 フリガナ シマネハマダショウジ 氏名又は名称 株式会社 島根浜田商事 個人番号又は法人番号 1234567890123		特別徴収義務者 指定番号 12345678 給与所得者 姓名番号 123456 所属 人事課給与係 氏名 島根 花子 電話 0855-22-2612 内線 (111)	
●異動月の翌月10日までに提出してください。	フリガナ ハマダ イチロウ 氏名 濱田 一郎 生年月日 S56年 1月 23日 個人番号 012345678910 受給者番号 1月1日現在の住所 浜田市 長沢町1234番地5 異動後の住所 東京都千代田区 神田1番地		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 288,000 円	(イ) 徴収済税額 6 月から 11 月まで 120,000 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 168,000 円 異動年月日 令和8年 10 月 31 日
	異動の事由 1. 退職 職 2. 転勤 勤 3. 休職・長欠 亡 4. 死亡 3 5. 支払金額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由		異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
	1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 指定番号 所在地 〒 フリガナ 氏名又は名称 個人番号又は法人番号 所属 氏名 担当者 連絡先 電話 内線 ()		新しい勤務先へは、月割額 _____円を _____月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要		
	2. 一括徴収の場合 理由 <input checked="" type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までに、一括徴収の申出があったため 理由 <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 徴収予定月日 月 日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円		左記の一括徴収した税額は、 _____月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。		
3. 普通徴収の場合 理由 <input checked="" type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までに、一括徴収の申出がないため 理由 <input type="checkbox"/> 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 理由 <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため		※浜田市市記入欄			

記入例2 [退職（未徴収税額は一括徴収）の場合]

一括徴収…給与支払者が未徴収税額を給与又は退職手当からまとめて徴収する方法

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 兩年度	
濱田市長 様 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地 令和 年 月 日提出		所在地 〒697-0027 濱田市殿町1番地 フリガナ シマネハマダショウジ 氏名又は名称 株式会社 島根浜田商事 個人番号又は法人番号 1234567890123		特別徴収義務者 指定番号 12345678 給与所得者 姓名番号 123456 所属 人事課給与係 氏名 島根 花子 電話 0855-22-2612 内線 (111)	
●異動月の翌月10日までに提出してください。	フリガナ ハマダ イチロウ 氏名 濱田 一郎 生年月日 S56年 1月 23日 個人番号 012345678910 受給者番号 1月1日現在の住所 浜田市 長沢町1234番地5 異動後の住所 東京都千代田区 神田1番地		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 288,000 円	(イ) 徴収済税額 6 月から 11 月まで 120,000 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 168,000 円 異動年月日 令和8年 10 月 31 日
	異動の事由 1. 退職 職 2. 転勤 勤 3. 休職・長欠 亡 4. 死亡 3 5. 支払金額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由		異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
	1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 指定番号 所在地 〒 フリガナ 氏名又は名称 個人番号又は法人番号 所属 氏名 担当者 連絡先 電話 内線 ()		新しい勤務先へは、月割額 _____円を _____月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要		
	2. 一括徴収の場合 理由 <input checked="" type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までに、一括徴収の申出があったため 理由 <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 徴収予定月日 11 月 20 日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 168,000 円		左記の一括徴収した税額は、 _____月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。		
3. 普通徴収の場合 理由 <input type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までに、一括徴収の申出がないため 理由 <input type="checkbox"/> 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 理由 <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため		※浜田市市記入欄			

2 特別徴収への変更依頼書 P26

就職等により、特別徴収への変更を希望する場合に使用してください。

なお、普通徴収の納期限を過ぎている納期分については特別徴収への変更ができませんので、納税義務者本人が納税するようお伝えください。

記入例5

特別徴収への変更…普通徴収の納税義務者（従業員）が特別徴収を希望する場合

特別徴収への変更依頼書 <small>〔普通徴収→特別徴収〕</small>						
浜田市長 様 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地 令和 年 月 日提出	給与支払者 特別徴収者	所在地 〒697-0027 浜田市殿町1番地	特別徴収義務者 指定番号 50543201	担連絡者先 所属 人事課給与係	氏名 島根 花子	電話 0855-22-2612 内線(123)
		フリガナ カブシキガイシャ シマネハマダショウジ				
		氏名又は名称 株式会社 島根浜田商事				
		個人番号 又は法人番号 1234567890123	<small>個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載</small>			
次の納税者について、当事業所で下記のとおり特別徴収を希望します。						
No.	氏名	生年月日	年税額	納付済額	未納付額 <small>(特別徴収に切り替える税額)</small>	特別徴収開始希望月
1	<small>(フリガナ)</small> ハマダ イチロウ 浜田 一郎 住所 浜田市長沢町1234番地5	大正・昭和・平成 56年 1月23日	120,000 円 受給者番号 <small>(税額決定(変更)通知書に記載が必要な場合は記入してください。)</small> 000000123	第1期分まで 30,000 円	90,000 円	令和 8年 8月分から (翌月10日納入期限)
2	<small>(フリガナ)</small> 住所	大正・昭和・平成 年 月 日	円 受給者番号 <small>(税額決定(変更)通知書に記載が必要な場合は記入してください。)</small>	第 期分まで 円	円	令和 年 月分から (翌月10日納入期限)
3	<small>(フリガナ)</small> 住所	大正・昭和・平成 年 月 日	円 受給者番号 <small>(税額決定(変更)通知書に記載が必要な場合は記入してください。)</small>	第 期分まで 円	円	令和 年 月分から (翌月10日納入期限)
<small>◎中途就職・採用等により本人から特別徴収を希望する旨申出があった場合は、この変更依頼書に必要事項(何月分から徴収できる旨等)を記入の上、提出してください。確認後、市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額(変更)通知書を送付しますので、その月割額により徴収してください。 ◎この依頼書は、特別徴収の開始を希望する月の前月の10日までに提出してください。なお、お急ぎの場合は特別徴収担当までご連絡ください。 ◎すでに納期を過ぎて個人納付分については、特別徴収に切り替えることができませんので、速やかに納付するよう個人にお伝えください。</small>						

※この用紙が不足した場合はコピーしてご使用ください。

3 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書 P27

特別徴収義務者の所在地・名称等が変更となった場合に提出してください。

4 特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書 P28

給与の支払いを受ける人が常時10人未満である事業所が納期の特例の申請をする場合に提出してください。

5 指定通知書 P29

中国5県以外の郵便局及びゆうちょ銀行から納入する場合に使用してください。

指定通知書に希望の郵便局及びゆうちょ銀行支店名、提出年月日を記入して、第1回の納入書とともに郵便局又はゆうちょ銀行へ提出してください。

なお、前年度利用の指定郵便局等は本年度も引き続き利用できますので、指定通知書を再提出する必要はありません。

第3章 令和8年度市民税・県民税の主な改正点

第1 給与所得控除等の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。

給与収入金額	改正後の給与所得控除	改正前の給与所得控除
1,625,000円以下	650,000円	550,000円
1,625,000円超 1,800,000円以下		給与収入金額×40% -100,000円
1,800,000円超 1,900,000円以下		給与収入金額×30% +80,000円

給与所得控除の改正に伴い、家内労働者の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。

第2 各種扶養控除・所得要件の引き上げ

各種扶養控除等に関する所得要件額が10万円引き上げられます。

扶養控除等の区分	改正後の所得要件	改正前の所得要件
扶養控除 (扶養親族の合計所得金額)	580,000円以下	480,000円以下
配偶者控除 (同一生計配偶者の合計所得金額)		
ひとり親控除 (ひとり親控除の対象となる子の総所得金額等)		
雑損控除 (雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等)		
配偶者特別控除 (同一生計配偶者の合計所得金額)	580,000円超 1,330,000円以下	480,000円超 1,330,000円以下
勤労学生 (勤労学生の合計所得金額)	850,000円以下	750,000円以下

第3 特定親族特別控除の創設 (P20参照)

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(以下特定親族)で、前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の者がいる場合に、当該親族等の所得に応じて一定の金額の所得控除が受けられる特定親族特別控除が創設されました。

第4章

特別徴収税額通知の電子化

第1 特別徴収税額通知の電子化について

令和6年度より、eLTAXにより給与支払報告書を提出する際に、特別徴収税額通知書の特別徴収義務者用と納税義務者用のそれぞれについて、選択により電子データ（正本）による受取りができるようになりました。電子データによる受取りを選択した場合、eLTAXを経由して特別徴収税額通知の電子データ（正本）を送信します。

第2 特別徴収税額通知の受取方法

1 eLTAXで給与支払報告書を提出する場合の受取方法

電子データでの受取りを希望する特別徴収義務者は、eLTAXで給与支払報告書を提出する必要があります。通知書の受取方法は次の4通りとなります。

給与支払報告書の提出時に選択する特別徴収税額通知書の受取方法		
①	特別徴収義務者用	正本の電子データを eLTAX で受け取る
	納税義務者用	電子データを eLTAX で受け取る ※1
②	特別徴収義務者用	正本の電子データを eLTAX で受け取る
	納税義務者用	書面を郵送で受け取る
③	特別徴収義務者用	正本の書面を郵送で受け取る ※2
	納税義務者用	電子データを eLTAX で受け取る ※1
④	特別徴収義務者用	正本の書面を郵送で受け取る ※2
	納税義務者用	書面を郵送で受け取る

※1 「納税義務者用通知書」を電子データで受け取る場合は、給与支払報告書（個人別明細書）について、受給者番号の記載が必要です。

※2 令和6年度以降は、書面で送付される「特別徴収義務者用通知書」について、電子データ（副本）は送付されません。

2 書面または光ディスクで給与支払報告書を提出する場合の受取方法

特別徴収義務者用・納税義務者用ともに、書面（正本）のみの通知となります。

※ 光ディスクで給与支払報告書を提出する特別徴収義務者への電子データ（副本）は送付されません。

※ 詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

第5章

市民税・県民税・森林環境税の賦課

第1 市民税・県民税・森林環境税について

1 市民税・県民税・森林環境税とは

市民税・県民税は、住民にとって身近な行政サービスの費用をそれぞれの負担能力に応じて分担し合うという性質の税金です。**均等割と所得割**の二つから構成され、その年の1月1日現在に住んでいる市区町村で前年中の所得に基づき課税されます。

均等割：税金を負担する能力のある人が均等の額を負担します。

所得割：その人の所得金額に応じて負担します。

また、森林の整備や管理に必要な財源を確保することを目的として、令和6年度から**森林環境税(国税)**が課税となり、市民税・県民税の均等割と併せて市が徴収します。

2 市民税・県民税・森林環境税の納税義務者

納税義務者	所得割	均等割	森林環境税
1月1日現在において、浜田市内に住所を有する人	○	○	○
1月1日現在において、浜田市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する人で、市内に住所を有しない人	-	○	-

3 市民税・県民税・森林環境税が課税されない人

(1) 均等割(森林環境税含む。以下同じ)・所得割のどちらも課税されない人

- ① 1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
- ② 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の**合計所得金額**が135万円以下の人(給与収入金額では204万4千円未満の人)

※未成年者：平成20年1月3日以降生まれの人

(2) 均等割が課税されない人 ※ 均等割が課税されない人は所得割も課税されません。

前年中の**合計所得金額**が次の金額以下の人

- ① 同一生計配偶者・扶養親族のない人：38万円
- ② 同一生計配偶者・扶養親族のいる人：
 $28万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数}) + 26万8千円$

(3) 所得割が課税されない人

前年中の**総所得金額等**が次の金額以下の人

- ① 同一生計配偶者・扶養親族のない人：45万円
- ② 同一生計配偶者・扶養親族のいる人：
 $35万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数}) + 42万円$

(合計所得金額、総所得金額等については、P18をご覧ください)

〈参考〉

条件	市民税・県民税・森林環境税が課税されない給与収入額	
	所得割	均等割
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親	204万4千円未満	204万4千円未満
同一生計配偶者・扶養親族なし	110万円以下	103万円以下
同一生計配偶者・扶養親族の合計が	1人	177万円以下
	2人	221万6千円未満
	3人	271万6千円未満

4 徴収方法

徴収方法は、併用となる場合もあります。

徴収方法	令和8年度の納期限	期割額の計算方法
普通徴収 4回の納期に分け、 <u>納税義務者が直接納税</u> します。 (※)	第1期：令和8年6月30日(火) 第2期：令和8年8月31日(月) 第3期：令和8年11月2日(月) 第4期：令和9年2月1日(月)	① 第1期分 普通徴収年税額－(a)×3 ② 第2期～4期分 普通徴収年税額÷4 …(a) (a)は1,000円未満切捨て
給与からの特別徴収 12回の納期に分け、 <u>給与の支払者が納税義務者の給与から天引きし、納税</u> します。 (※)	【徴収月】 第1期：令和8年6月 第7期：令和8年12月 第2期：令和8年7月 第8期：令和9年1月 第3期：令和8年8月 第9期：令和9年2月 第4期：令和8年9月 第10期：令和9年3月 第5期：令和8年10月 第11期：令和9年4月 第6期：令和8年11月 第12期：令和9年5月 【徴収月の翌月10日が納期限となります。】 (P5参照)	① 第1期分 特別徴収年税額－(b)×11 ② 第2期～12期分 特別徴収年税額÷12 …(b) (b)は100円未満切捨て
年金からの特別徴収 6回の納期に分け、 <u>年金の支払者が納税義務者の年金から天引きし、納税</u> します。	〈仮徴収〉 〈本徴収〉 第1期：令和8年4月 第1期：令和8年10月 第2期：令和8年6月 第2期：令和8年12月 第3期：令和8年8月 第3期：令和9年2月 【徴収月の翌月10日が納期限となります。】	(以下の表を参照)

(※) 年税額が均等割額以下の人は、第1期で年税額全てを徴収することになります。

〈年金からの特別徴収 期割額の計算方法〉

① 新たに特別徴収となる方

徴収方法	普通徴収		年金からの特別徴収		
徴収月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	本年度税額の1/2…A		本年度税額の1/2…B		
	Aの1/2	Aの1/2	Bの1/3	Bの1/3	Bの1/3

② 前年度も特別徴収だった方

	年金からの特別徴収					
徴収方法	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度年税額の1/2…C			本年度税額から仮徴収税額を控除した額…D		
	Cの1/3	Cの1/3	Cの1/3	Dの1/3	Dの1/3	Dの1/3

5 所得税（国税）との違い

市民税・県民税と所得税はどちらも所得を基礎として税額を算出しますが、以下の点が異なります。

事由	市民税・県民税	所得税
課税所得	前年所得課税 前年の所得に対し課税されます。	現年所得課税 その年の所得に課税されます。
徴収方法	①普通徴収 ②給与からの特別徴収 ③年金からの特別徴収	所得のあったときにその金額に応じて源泉徴収され、その後、年末調整又は確定申告をして精算します。
課税方法	賦課課税 各種資料に基づき、当市が税額を計算し課税します。	申告納税 年末調整で確定、又は確定申告により納税者が自分で税額を計算・申告して納税します。
均等割	市民税 3,000円 県民税 1,500円	無
所得控除	雑損控除・医療費控除・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除以外の各控除額が違います。各種所得控除についてはP19～21をご覧ください。	
税率 (総合課税分)	10% (市民税6%、県民税4%)	課税総所得金額に応じて5%～45%の超過累進税率

第2 市民税・県民税額の算出

1 所得の種類

所得の種類		所得金額の計算方法
1	利子所得 公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
2	配当所得 株式や出資の配当など ※上場株式等の配当所得を申告する場合、「総合課税」と「申告分離課税」のいずれかを選択できます。	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額 ※「申告分離課税」を選択した場合、上場株式等の譲渡損失との損益通算ができます。なお、この場合、配当控除の適用はありません。
3	不動産所得 地代、家賃、権利金、船舶又は航空機の貸付など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
4	事業所得 事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
5	給与所得 サラリーマンの給料など	収入金額－給与所得控除額又は特定支出控除額＝給与所得の金額
6	退職所得 退職金、一時恩給など	詳細は、P3をご覧ください。
7	山林所得 所有期間が5年を超える山林を譲渡した場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額 ※ 特別控除額は最大50万円です。
8	譲渡所得 資産の譲渡による所得 (棚卸資産、山林、生活用動産などを除く) 短期：所有期間5年以下 長期：所有期間5年超 ※ 次の①、②の所得は分離課税 ① 土地建物等の譲渡所得 ② 株式等の譲渡所得	収入金額－資産の取得価額などの経費－特別控除額＝譲渡所得の金額 ※ 総合課税の特別控除額は最大50万円です。 ※ 総合課税となる長期譲渡所得は1/2後の金額が合計所得金額に算入されます。 ※ 土地建物等の譲渡所得は特別控除前の金額が合計所得金額に算入されます。
9	一時所得 生命保険契約等の一時金、損害保険契約等の満期・解約返戻金、賞金、懸賞当せん金、競馬・競輪の払戻金、法人からの受贈など	収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得の金額 ※ 特別控除額は最大50万円です。 ※ 1/2後の金額が合計所得金額に算入されます。
10	雑所得 公的年金等、原稿料など他の所得にあてはまらない所得	次の①と②の合計額 ① 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 ② ①を除く雑所得の収入金額－必要経費

〈参考〉 総所得金額 総所得金額等 合計所得金額の違い

<p>● 総所得金額</p> <p>損益通算後、繰越控除適用後の次の①と②の合計額</p> <p>① 事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、総合短期譲渡所得</p> <p>② (総合長期譲渡所得、一時所得の合計額) の1/2</p>	<p>● 合計所得金額</p> <p>損益通算後、繰越控除適用前の次の金額の合計額</p> <p>① 総所得金額</p> <p>② 土地建物等の譲渡所得の金額 (特別控除前)</p> <p>③ 株式等の譲渡所得等の合計額</p> <p>④ 先物取引に係る雑所得等の金額</p> <p>⑤ 退職所得金額 (市民税・県民税においては原則として除かれる)</p> <p>⑥ 山林所得金額</p>
<p>● 総所得金額等</p> <p>繰越控除適用後の合計所得金額</p>	

損益通算：同一年中の赤字所得と黒字所得を差引計算すること。

繰越控除：前年以前3年内の赤字所得を繰り越し、黒字所得と差引計算すること。

2 給与所得の計算方法 (令和8年度課税分)

給与収入 (A)	給与所得
～650,999円	0円
651,000円～1,900,000円	(A) - 650,000円
1,900,001円～3,599,999円	(A) ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(A) ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	(A) × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円～	(A) - 1,950,000円

〈所得金額調整控除〉

下記の①又は②の条件に該当する場合は、上の表で計算した給与所得から、所得金額調整控除額が控除されます。①②の両方の控除がある場合は、給与所得から①の控除を差し引いた後の金額から、②の控除額を差し引きます。

条件	所得金額調整控除額
<p>①給与等の収入金額が850万円を超え、次の1～3のいずれかに該当する場合</p> <p>1. 本人が特別障害者に該当する人</p> <p>2. 年齢23歳未満の扶養親族を有する人</p> <p>3. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する人</p>	<p><計算式></p> <p>{給与等の収入金額 (1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円} × 10%</p> <p><上限額> 150,000円</p>
<p>②給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合</p>	<p><計算式></p> <p>{給与所得控除後の給与等の金額 (10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円を超える場合は10万円) } - 10万円</p> <p><上限額> 100,000円</p>

〈参考〉 公的年金等の雑所得の計算方法

(1) 65歳未満（昭和36年1月2日以降に生まれた人）

公的年金等の収入 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額 (B)		
	～10,000,000円	10,000,001円～20,000,000円	20,000,001円～
～1,299,999円	(A) - 600,000円	(A) - 500,000円	(A) - 400,000円
1,300,000円～4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円	(A) × 0.75 - 175,000円	(A) × 0.75 - 75,000円
4,100,000円～7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円	(A) × 0.85 - 585,000円	(A) × 0.85 - 485,000円
7,700,000円～9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,455,000円	(A) × 0.95 - 1,355,000円	(A) × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円～	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円

(2) 65歳以上（昭和36年1月1日以前に生まれた人）

公的年金等の収入 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額 (B)		
	～10,000,000円	10,000,001円～20,000,000円	20,000,001円～
～3,299,999円	(A) - 1,100,000円	(A) - 1,000,000円	(A) - 900,000円
3,300,000円～4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円	(A) × 0.75 - 175,000円	(A) × 0.75 - 75,000円
4,100,000円～7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円	(A) × 0.85 - 585,000円	(A) × 0.85 - 485,000円
7,700,000円～9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,455,000円	(A) × 0.95 - 1,355,000円	(A) × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円～	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円

3 所得控除の種類

(1) 人的控除

種類			控除額		
			市民税・県民税	所得税	
1	障害者控除 ※1	一般の障害者	260,000円	270,000円	
		特別障害者	300,000円	400,000円	
		同居特別障害者	530,000円	750,000円	
2	寡婦・ひとり親控除 ※1	寡婦	260,000円	270,000円	
		ひとり親	300,000円	350,000円	
3	勤労学生控除		260,000円	270,000円	
4	扶養控除	年少扶養親族（16歳未満）※2	0円	0円	
		一般の扶養親族	330,000円	380,000円	
		特定扶養親族（19歳以上22歳以下）※3	450,000円	630,000円	
		老人扶養親族（70歳以上）※4	380,000円	480,000円	
		同居老親等扶養親族	450,000円	580,000円	
5	基礎控除	合計所得金額が132万円以下	430,000円	950,000円	
		合計所得金額が132万円超～336万円以下		880,000円	
		合計所得金額が336万円超～489万円以下		680,000円	
		合計所得金額が489万円超～655万円以下		630,000円	
		合計所得金額が655万円超～2,350万円以下		580,000円	
		合計所得金額が2,350万円超～2,400万円以下		480,000円	
		合計所得金額が2,400万円超～2,450万円以下		290,000円	320,000円
		合計所得金額が2,450万円超～2,500万円以下		150,000円	160,000円
		合計所得金額が2,500万円超		0円（適用なし）	0円（適用なし）

種 類			納税義務者の合計所得金額 ※5					
			900万円以下		900万円超～ 950万円以下		950万円超～ 1千万円以下	
			控 除 額					
			市民税・ 県民税	所得税	市民税・ 県民税	所得税	市民税・ 県民税	所得税
配偶者控除 (老人 ※4)		58万円以下	33万円 (38万円)	38万円 (48万円)	22万円 (26万円)	26万円 (32万円)	11万円 (13万円)	13万円 (16万円)
		配偶者 特別控除	95万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円
		100万円以下	33万円	36万円	22万円	24万円	11万円	12万円
		105万円以下	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円
		110万円以下	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円
		115万円以下	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円
		120万円以下	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円
		125万円以下	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円
		130万円以下	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円
		133万円以下	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円
		133万円超	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※1 障害者控除及び寡婦・ひとり親控除は、扶養親族が年少扶養親族である場合においても適用されます。

※2 年少（16歳未満）：平成22年1月2日以降に生まれた人

※3 特定（19歳以上22歳以下）：平成15年1月2日以降 平成19年1月1日以前に生まれた人

※4 老人（70歳以上）：昭和31年1月1日以前に生まれた人

※5 納税義務者の合計所得金額が1千万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありません。

特定親族の合計所得金額	納税義務者の特定親族特別控除額	
	市民税・県民税	所得税
580,000円超 850,000円以下	450,000円	630,000円
850,000円超 900,000円以下		610,000円
900,000円超 950,000円以下		510,000円
950,000円超 1,000,000円以下	410,000円	410,000円
1,000,000円超 1,050,000円以下	310,000円	310,000円
1,050,000円超 1,100,000円以下	210,000円	210,000円
1,100,000円超 1,150,000円以下	110,000円	110,000円
1,150,000円超 1,200,000円以下	60,000円	60,000円
1,200,000円超 1,230,000円以下	30,000円	30,000円

〈参考〉

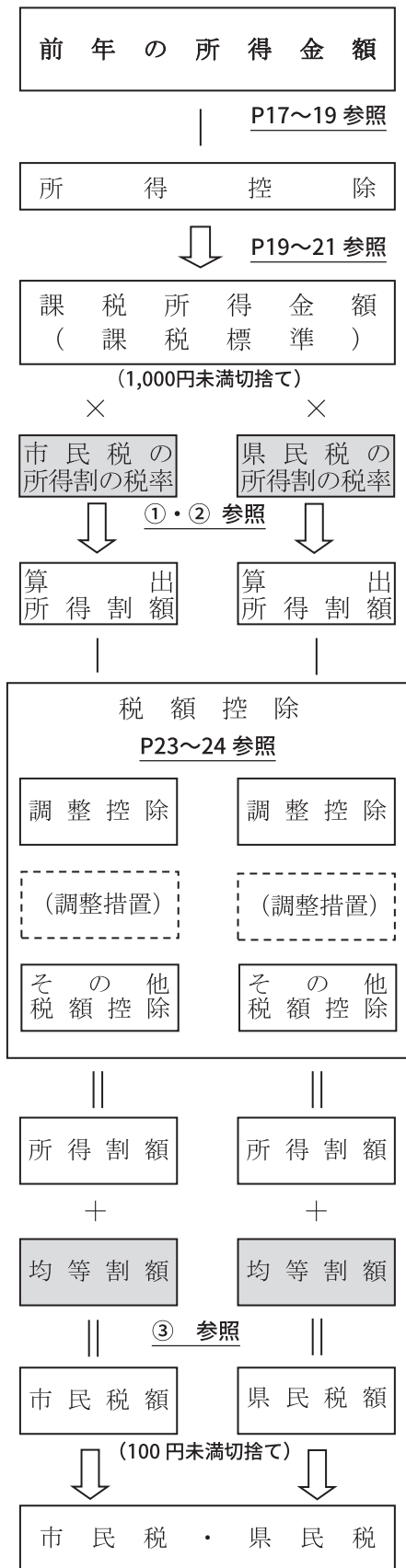
控除	適用要件（各要件のいずれにも当てはまる人）
ひとり親	① 現に婚姻していない又は配偶者が生死不明など
	② 合計所得金額500万円以下
	③ 生計を一にする子（他の扶養でなく、総所得金額等58万円以下）を有する
	④ 事実上婚姻関係と同等の事情にあると認められる人がいない
寡婦	① 夫と離別
	② 合計所得金額500万円以下
	③ 扶養親族（他の扶養でなく、合計所得金額58万円以下）を有する
	④ 事実上婚姻関係と同等の事情にあると認められる人がいない
	① 夫と死別又は夫が生死不明
	② 合計所得金額500万円以下
	③ 事実上婚姻関係と同等の事情にあると認められる人がいない

勤労学生の所得要件		① 給与所得等を有し、合計所得金額85万円以下 ② 給与所得等以外の所得が10万円以下 ※給与所得等：自己の勤労による事業所得・給与所得・退職所得・雑所得
同居の 違い	同居老親等	本人又は本人の配偶者のいずれかと同居している本人又は配偶者の直系尊属
	同居特別 障害者	本人又は本人の配偶者若しくは本人と生計を一にする配偶者以外の親族のいずれかと同居している特別障害者

(2) 物的控除

	種類	控除額（市民税・県民税）	控除額（所得税）
1	雑損控除	次のいずれか多い金額 ①（損失の金額－保険等により補てんされた額）－（総所得金額等×10%） ②（災害関連支出の金額－保険等により補てんされた額）－5万円	
2	医療費控除	●通常の医療費控除 （支払った医療費－保険等により補てんされた額） －{（総所得金額等×5%）又は10万円のいずれか少ない額} （限度額200万円） ●セルフメディケーション税制 （スイッチOTC医薬品購入費－保険等により補てんされた額）－12,000円 （限度額8万8千円）	
3	社会保険料控除	支払った額	
4	小規模企業共済 等掛金控除	支払った額	
5	旧 契 約 の み	支払った一般の生命保険料と個人年金保険料についてそれぞれ以下の計算で求めた控除額の合計額	
		保険料支払額：控除額 15,000円以下：全額 15,000円超40,000円以下：支払保険料×1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下：支払保険料×1/4+17,500円 70,000円超：35,000円 限度額 7万円	保険料支払額：控除額 25,000円以下：全額 25,000円超50,000円以下：支払保険料×1/2+12,500円 50,000円超100,000円以下：支払保険料×1/4+25,000円 100,000円超：50,000円 限度額 10万円
	新 契 約 の み	支払った一般の生命保険料と介護医療保険料と個人年金保険料についてそれぞれ以下の計算で求めた控除額の合計額	
		保険料支払額：控除額 12,000円以下：全額 12,000円超32,000円以下：支払保険料×1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下：支払保険料×1/4+14,000円 56,000円超：28,000円 限度額 7万円	保険料支払額：控除額 20,000円以下：全額 20,000円超40,000円以下：支払保険料×1/2+10,000円 40,000円超80,000円以下：支払保険料×1/4+20,000円 80,000円超：40,000円 限度額 12万円
	両 方	支払った一般の生命保険料と介護医療保険料と個人年金保険料について、新契約・旧契約ごとにそれぞれ上記の計算で求めた控除額の合計額（※介護医療保険料は新契約のみ適用となります。）	
		限度額 7万円 限度額 12万円	
6	地 震 保 険 料 控 除	支払った地震保険料と旧長期損害保険料についてそれぞれ以下の計算で求めた控除額の合計額	
		地震保険料支払額：控除額 50,000円以下：支払保険料×1/2 50,000円超：25,000円	地震保険料支払額＝控除額 （限度額 5万円）
		旧長期損害保険料支払額：控除額 5,000円以下：全額 5,000円超15,000円以下：支払保険料×1/2+2,500円 15,000円超：10,000円	旧長期損害保険料支払額：控除額 10,000円以下：全額 10,000円超20,000円以下：支払保険料×1/2+5,000円 20,000円超：15,000円
		限度額 2万5千円 限度額 5万円	
7	寄 附 金 控 除	税額控除のみ（所得控除なし）。 （詳細はP24を参照してください。）	国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、「特定寄附金」を支出した場合 次のいずれか低い金額-2,000円＝寄附金控除額 ① その年に支出した特定寄附金の額の合計額 ② その年の総所得金額等の40%相当額

4 税額の計算方法



期割額の計算は P16 をご覧ください。

(1) 税率

① 所得割の税率 (総合課税分)

市民税	県民税
6%	4%

〈参考〉所得税の税率 (総合課税分)

課税される所得金額	税率 ※	控除額
195万円未満	5%	0円
195万円以上 330万円未満	10%	97,500円
330万円以上 695万円未満	20%	427,500円
695万円以上 900万円未満	23%	636,000円
900万円以上 1,800万円未満	33%	1,536,000円
1,800万円以上 4,000万円未満	40%	2,796,000円
4,000万円以上	45%	4,796,000円

※ 平成25年1月1日以降に生ずる所得については、上記税率により計算した所得税額の2.1%相当額を、復興特別所得税として上乗せして計算します。
(例) 所得税額5万円の場合

$$5万円 + (5万円 \times 2.1\%) = 51,050円 (1円未満切捨て)$$

② 所得割の税率 (分離課税分)

所得の区分		市民税	県民税	〈所得税及び復興特別所得税〉	
短期譲渡	一般	5.4%	3.6%	30.63%	
	国等に対する譲渡等 (軽減)	3.0%	2.0%	15.315%	
長期譲渡	一般	3.0%	2.0%	15.315%	
	優良住宅地等 (特定)	2,000万円以下	2.4%	1.6%	10.21%
		2,000万円超	3.0%	2.0%	15.315%
	居住用財産 (軽減)	6,000万円以下	2.4%	1.6%	10.21%
6,000万円超		3.0%	2.0%	15.315%	
株式等に係る譲渡所得等		3.0%	2.0%	15.315%	
上場株式等に係る配当所得		3.0%	2.0%	15.315%	
先物取引		3.0%	2.0%	15.315%	
山林所得		6.0%	4.0%	5分5乗方式 ※	

※ 5分5乗方式: 山林所得の税額 = 課税山林所得金額 \times 1/5 \times 総合課税の税率 \times 5

③ 均等割額及び森林環境税

市民税	県民税	森林環境税 (国税)
3,000円	1,500円	1,000円

※ 県民税均等割額のうち500円は「水と緑の森づくり税」です。

(2) 税額控除

① 調整控除

税源移譲に伴う人的控除の差額を調整するための控除で、所得税にはありません。
合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除の適用対象外となります。

合計課税所得金額	控除額	
200万円以下	① 所得税との人的控除の差の合計額 ② 合計課税所得金額	①と②のいずれか少ない額の5% (市民税3% 県民税2%)
200万円超	① 人的控除の差の合計額 － (合計課税所得金額－200万円) ② 5万円	①と②のいずれか多い額の5% (市民税3% 県民税2%)

※合計課税所得金額とは課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

② 所得割からの調整措置

所得割の非課税基準の金額を若干上回る所得を有する者の税引き後の所得金額が、非課税基準の金額を下回ることがないように、税額を減ずる措置で、所得税にはありません。

所得割非課税基準の金額＞総所得金額等－所得割額合計（税額控除後）の場合、以下の額を調整控除後の所得割額から控除します。

$$\{ \text{所得割非課税基準の金額} - \{ \text{総所得金額等} - \text{所得割額合計 (税額控除後)} \} \} \\ \times \{ \{ \text{市民税又は県民税の各所得割額 (税額控除後)} \} \div \{ \text{所得割額合計 (税額控除後)} \} \}$$

③ 配当控除

法人税と市民税・県民税の二重課税を調整するための措置です。所得税でもこの控除はありますが、控除額が異なります。

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分			1,000万円超の部分		
		市民税	県民税	〈所得税〉	市民税	県民税	〈所得税〉
利益の配当等		1.6%	1.2%	10%	0.8%	0.6%	5%
証券投資 信託等	外貨建証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	5%	0.4%	0.3%	2.5%
	外貨建証券 投資信託	0.4%	0.3%	2.5%	0.2%	0.15%	1.25%

④ 住宅借入金等特別税額控除（所得税とは計算方法が異なります。）

対象者	以下の期間に入居された方のうち、住宅借入金等特別税額控除額が所得税から控除しきれなかった方 平成21年1月1日から令和12年12月31日の間
手続き等	年末調整や確定申告書で所得税の住宅借入金等特別税額控除の申告をしていれば、市民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除申告書の提出は不要です。 <u>※給与支払報告書に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」の記載がない場合は控除が適用となりませんので、ご注意ください。</u>

市民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除限度額

	(1)	(2)	(3)
入居した年月	平成21年1月～ 平成26年3月	平成26年4月～ 令和3年12月(注1)	令和4年1月～ 令和12年12月(注2)(注3)
控除限度額	A×5% (最高97,500円)	A×7% (最高136,500円)	A×5% (最高97,500円)

表中のAは、所得税の課税総所得金額、課税山林所得、課税退職所得の合計額です。

(注1) 平成26年4月から令和3年の間に入居した方のうち、特定取得※1に該当する方に限られます。

(注2) 令和4年中に入居した人のうち、特別特例取得※2に該当する場合は、(2)の場合の控除限度額と同じになります。

(注3) 令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除の対象外となります。

※1 新築、取得又は増改築等に係る対価の額等に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額が10%又は8%の税率により課されるべきものである場合の住宅の取得等を指します。

※2 注文住宅は令和3年9月末まで、分譲住宅・中古住宅の取得・増改築の場合は令和3年11月末までに契約を行い、令和4年末までに入居をした住宅で、新築、取得又は増改築等に係る対価の額等に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額が10%の税率により課されるべきものである場合の住宅の取得等を指します。

⑤ 寄附金税額控除（所得税とは対象寄附金や計算方法が異なります。）

基本控除額：（寄附金額②－2,000円）×10%

※②の金額は総所得金額等の30%が上限

都道府県・市区町村への寄附金【ふるさと納税】がある場合は、**基本控除額**に以下の**特例控除額**を加算します。

特例控除額：（ふるさと納税額－2,000円）×（90%－寄附者の所得税率×1.021）

※特例控除額は所得割の2割が上限

※ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う市民税・県民税から申告特例控除額（所得税の還付額に相当する額）を上乗せして減額という形で控除が行われます。

※対象となる寄附先については、下表をご覧ください。

寄附先	市民税・県民税		所得税	
	寄附金税額控除 (税額控除)		所得控除	税額控除
	基本控除	特例控除 (控除額の上乗せ)		
国	×	×	○	×
都道府県 市区町村 (ふるさと納税)	○	○	○	×
日本赤十字社	○ 日本赤十字社 島根県支部 のみ	×	○	×
共同募金会	○ 島根県共同募金会 のみ	×	○ 法令により規定さ れた指定寄附金が 対象	○ 一定の要件を 満たすもののみ
住民福祉の増進に 寄与する法人 (学校法人・公益法人・独立行 政法人・社会福祉法人・認定 NPO法人など)	○ 島根県及び浜田市が 条例指定したもののみ (対象は同一です。)	×	○ 法令により規定さ れた指定寄附金が 対象	○ 一定の要件を 満たすもののみ
政治活動	×	×	○ (選択可能)	

⑥ 外国税額控除

所得税における外国税額控除が所得税額から控除しきれない場合、一定の金額を限度として市民税・県民税から控除します。

⑦ 配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額（所得税では源泉徴収税額です。）

「上場株式等の配当所得」や「特定口座内の上場株式等の譲渡所得（源泉徴収を選択）」は、支払いの際に5%の税率で**配当割**又は**株式等譲渡所得割**が徴収されています。そのため、この2つの所得は申告不要とされていますが、申告した場合は、**配当割**又は**株式等譲渡所得割**が税額から控除され、控除しきれなかった場合は還付されます。

控除額の割合 市民税：3/5 県民税：2/5

給与支払報告
特別徴収
に係る給与所得者異動届出書

年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
給与支払者 特別徴収義務者 指定番号 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地 令和 年 月 日提出	所在地	〒		
	フリガナ			
	氏名又は名称			
	個人番号又は法人番号			
給与所得者	フリガナ	氏名	生年月日	年 月 日
			個人番号	
			受給者番号	
			1月1日現在の住所	浜田市
			異動後の住所	
			異動年月日	年 月 日
			未徴収税額 (ア)ー(イ)	月から 月まで 円
			徴収済税額	月から 月まで 円
			特別徴収税額 (年税額)	円
			異動の事由	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払金額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 [事由・理由]
			異動後の未徴収方法	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)

●異動月の翌月10日までに提出してください。

1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 指定番号 〒 所在地 フリガナ 氏名又は名称	個人番号又は法人番号 (新規) 担当 住所 氏名 電話 連絡先	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ 記載) 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要
---	---	---

2. 一括徴収の場合 徴収予定日 (上記(ウ)と同額) 徴収予定月日 _____ 月 _____ 日 円 理由 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。
---	--

3. 普通徴収の場合 理由 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※浜田市記入欄
--	---------

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者 指定番号 給与所得者 宛番号	特別徴収義務者 指定番号	〒		
	給与所得者 宛番号	所在地		
所属	氏名	フリガナ		
氏名	氏名又は名称	フリガナ		
電話	個人番号 又は法人番号	フリガナ		
内線（ ）	個人番号 又は法人番号	フリガナ		
異動の事由	異動の年月日	未徴収税額 (ア)ー(イ)	徴収済税額	特別徴収税額 (年税額)
1. 退職	年 月 日	月 円	月 円	円
2. 転職	年 月 日	月 円	月 円	円
3. 休職・長欠	年 月 日	月 円	月 円	円
4. 死亡	年 月 日	月 円	月 円	円
5. 支払金額・不定期	年 月 日	月 円	月 円	円
6. 合併・解散	年 月 日	月 円	月 円	円
7. その他	年 月 日	月 円	月 円	円
1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)				

●異動月の翌月10日までに提出してください。

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ 記載)	右から 番号を 記入
1. 必要	2. 不要		

2. 一括徴収の場合

徴収予定日 (上記(ウ)と同額)	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
月 日	月 日	円

左記の一括徴収した税額は、
_____ 月分（翌月10日納入期限分）で
納入します。

3. 普通徴収の場合

1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	3. 死亡による退職であるため
----------------------------------	---	-----------------

特別徴収への変更依頼書

〔普通徴収→特別徴収〕

浜田市長様 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地 令和 年 月 日提出	() 給与文払者 特別徴収	所在地 フリガナ 氏名又は名称 個人番号 又は法人番号	特別徴収義務者 指定番号 所属 氏名 電話
		〒 ←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	担当者先 内線()

次の納税者について、当事業所で下記のとおり特別徴収を希望します。

No.	氏名	生年月日	年税額	納付済額	未納付額	特別徴収開始希望月
1	(フリガナ) 氏名 住所	大正・昭和・平成 年 月 日	円 (税額決定(変更)通知書に記載が必要なる場合は記入してください。)	第 期分まで 円 受給者番号	(特別徴収に切り替える税額) 円 (税額決定(変更)通知書に記載が必要なる場合は記入してください。)	令和 年 月分 (翌月10日納入期限)
2	(フリガナ) 氏名 住所	大正・昭和・平成 年 月 日	円 (税額決定(変更)通知書に記載が必要なる場合は記入してください。)	第 期分まで 円 受給者番号	(特別徴収に切り替える税額) 円 (税額決定(変更)通知書に記載が必要なる場合は記入してください。)	令和 年 月分 (翌月10日納入期限)
3	(フリガナ) 氏名 住所	大正・昭和・平成 年 月 日	円 (税額決定(変更)通知書に記載が必要なる場合は記入してください。)	第 期分まで 円 受給者番号	(特別徴収に切り替える税額) 円 (税額決定(変更)通知書に記載が必要なる場合は記入してください。)	令和 年 月分 (翌月10日納入期限)

- ◎中途就職・採用等により本人から特別徴収を希望する旨申出があった場合は、この変更依頼書に必要事項(何月分から徴収できる旨等)を記入の上、提出してください。
- ◎この依頼書は、特別徴収の開始を希望する月の前月の10日までに提出してください。なお、お急ぎの場合は特別徴収担当までご連絡ください。
- ◎すでに納期を過ぎている個人納付分については、特別徴収に切り替えることができませんので、速やかに納付するよう個人にお伝えください。

※この用紙が不足した場合はコピーしてご使用ください。

受付印

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

- ◎社名・所在地等変更があった場合は速やかに提出してください。
- ◎浜田市において法人市民税の登録がある法人については、法人の設立・異動等に関する届出書の提出もあわせてお願いします。

特別徴収義務者指定番号	
法人番号	

浜田市 様	所在地又は住所 〒	連絡先	部署
	名称又は氏名		担当者
令和 年 月 日		電話	() 内線

- ◎変更のあった事項のみ記入してください。
- ◎フリガナは誤読をさけるために必ずつけてください。

変更年月日	令和 年 月 日
変更	後

事項	変更前	変更後
フリガナ	〒 -	〒 -
登記上の本店所在地	〒 -	〒 -
フリガナ	〒 -	〒 -
特別徴収関係書類の送付先		
フリガナ		
名称		
所属課、係名	課 () 係	課 () 係
電話番号	電話番号 () 内線	電話番号 () 内線
備考	◎該当する事項に☑し、必要事項を記入してください。 (名称変更理由) <input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 合併による変更→旧社名の法人は登記上(存続・消滅) <input type="checkbox"/> 新法人の設立 <input type="checkbox"/> その他	

市	確	認	欄
特			
法			
固			

※この用紙が不足した場合はコピーしてご使用ください。

特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

令和 年 月 日

浜 田 市 長 様

申 請 者 (特別徴収義務者番号)

住所もしくは居所、又は
本店もしくは主たる事務
所の所在地

氏 名 又 は 名 称

法 人 番 号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電 話 番 号 () —

下記のとおり地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例に関する承認を申請します。

記

特例の承認を受けようとする税額	令和 年 月分以降の納期にかかる特別徴収税額		
申請の月前6か月間の月別の給与の支払を受ける者の数及び給与の金額 ※臨時雇用している者については()内に記入	給与支払月	人 数	給 与 の 額
	令和 年 月分	人 (人)	円 (円)
	令和 年 月分	人 (人)	円 (円)
	令和 年 月分	人 (人)	円 (円)
	令和 年 月分	人 (人)	円 (円)
	令和 年 月分	人 (人)	円 (円)
	令和 年 月分	人 (人)	円 (円)
浜田市の徴収金の滞納、又は最近における著しい納入の遅延の事実がある場合、それがやむを得ない事によるものである時はその理由			
過去1年以内において特別徴収税額の納期の特例承認後、承認取消しの通知を受けたことの有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(市処理欄)		
	納付確認 <input type="checkbox"/> 未納無 <input type="checkbox"/> 未納有	処理区分 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 却下	却下理由

給与の支払いを受ける人が常時10人未満でなくなった場合や、納期の特例を取りやめたい場合は、ご連絡ください。

令和 年 月 日

.....郵便局長
又は 様
株式会社ゆうちょ銀行.....支店長

浜田市長



指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴局(貴店)を当市の市民税・
県民税・森林環境税特別徴収税額の納入取扱局(店)に指定しましたので通
知します。

記

- 1 口座番号 01370-1-960992
- 2 加入者の名称 浜田市会計管理者
- 3 取りまとめ店 株式会社ゆうちょ銀行広島貯金事務センター

退職・休職される方の個人住民税一括徴収について

退職・休職される方の個人住民税一括徴収（まとめて天引き）について

従業員（納税義務者）が退職・休職した際は、まだ納めていない個人住民税について一括徴収が義務付けられている場合があります。以下のケースにおいて、従業員が一括徴収の対象となる場合をご確認いただき、異動届出書をご提出ください。

●6月1日から12月31日までに退職等をした場合

⇒ 普通徴収（個人払い）又は一括徴収（まとめて天引き）へ切り替え

未徴収分の税額については、従業員の申出により、従業員が自分で納付する普通徴収か、最後の給与又は退職手当等からまとめて徴収する一括徴収を選択することができます。

●翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

⇒ 一括徴収（まとめて天引き）へ切り替え

原則、最後の給与又は退職手当等から一括徴収をすることが義務付けられています。

（地方税法第321条の5第2項）

未徴収分の税額を最後の給与又は退職手当等から一括徴収してください。ただし、給与額又は退職手当等が少なく、一括徴収できない場合には普通徴収に切り替えられます。

●従業員が死亡した場合 ⇒ 普通徴収（個人払い）へ切り替え

未徴収分の税額は、市から納付書を送付し、相続人の方に納付していただきます。一括徴収はできません。

●外国人の従業員が退職後に出国する場合

個人住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内いただきますようお願いいたします。なお、日本人と外国人で手続きの方法等が異なるものではありません。

◆残りの個人住民税（特別徴収税額）の一括徴収

年の途中で出国する場合でも、個人住民税の納税義務があります。

本人から申出がある場合は、最後の給与又は退職手当等から残りの個人住民税を一括徴収することができます。※1～5月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収が必要です。

◆納税管理人の選任

1月2日以降に出国する場合は、来年度の個人住民税がかかる可能性があります。

日本から出国するまでの間に個人住民税を納めることができない場合は、納税管理人（代わりに税金の手続きを行う方）を定め、市に届け出る必要があります。

※申請書はウェブサイトからダウンロードしてください。

一括徴収をご利用いただきますと、退職した年度中の未徴収分の税額が普通徴収（個人払い）に切り替わらない利便性があります。納税の利便性向上のため、退職・休職される方へ一括徴収制度について周知していただきますようお願いいたします。

可能な限り、一括徴収(まとめて天引き)にご協力ください。

第6章 届出早見表

No.	ケース	提出書類	手 続 き	参考項目	
退職・休職した場合	1	退職したため「普通徴収」に変更する。	給与所得者異動届出書 (P25)	「異動届出書」を提出してください。未徴収税額は退職者個人が納めることになります。	記入例1 (P10上段)
	2	退職したため未徴収税額を「一括徴収」する。		「異動届出書」を提出してください。12月31日までは納税義務者の申出により普通徴収か一括徴収のどちらかを選択できます。 1月1日～4月30日の退職で未徴収税額がある場合はすべて一括徴収をしてください。 (納税義務者の申出不要)	記入例2 (P10下段)
	3	現在「非課税」の人が退職する。		非課税の場合でも「異動届出書」を提出してください。	記入例1 (P10上段)
	4	長期休職する。(育児休業等)		退職と同様の取扱いになります。「異動届出書」を提出してください。	
	5	外国の方が帰国する。		退職と同様の取扱いになります。「異動届出書」を提出してください。 必要に応じて、「納税管理人申請書」を提出してください。	
	6	死亡した。		「異動届出書」を提出してください。死亡退職の場合は一括徴収できません。	
転勤した場合	7	他の事業所へ転勤(転職)し、その事業所で特別徴収を継続する。(支店等への異動等で特別徴収義務者が変わる場合も含まれます。)	給与所得者異動届出書 (P25)	「異動届出書」に必要な事項を記入し、新しい事業所に送付してください。新しい事業所を経由して浜田市に提出していただきます。	記入例3 (P11上段)
	8	他の事業所から転勤してきた人の特別徴収を継続する。		前の事業所より送付された「異動届出書」の内容を確認し、必要事項を記入の上、提出してください。	
	9	現在「非課税」の人が転勤する。		非課税の場合も通常の転勤の手続きと同様に新事業所を経由して、「異動届出書」を提出してください。	
就職した場合	10	新たに就職した場合等で普通徴収から特別徴収へ切り替える。	特別徴収への変更依頼書 (P26)	「特別徴収への変更依頼書」に必要な事項を記入の上、提出してください。 また、申請の際は二重納付防止のため、本人あてに送付された普通徴収の納付書を同封してください。	記入例5 (P12)
事業所の異動	11	事業所が合併する。	給与所得者異動届出書 (P25)	転勤と同じ扱いになります。 (合併元＝前事業所)・(合併先＝新事業所)	記入例3 (P11上段)
	12	事業所を解散する。		個々のケースに応じて全員の「異動届出書」を提出してください。	記入例1～3 (P10、11)
	13	特別徴収義務者(給与支払者)の所在地・名称等を変更する。	所在地・名称等変更届出書 (P27)	変更があった場合は速やかに「変更届出書」に必要な事項を記入の上、提出してください。	—
納期の特例	14	特別徴収税額の納期の特例の適用を受ける。	納期の特例に関する承認申請書 (P28)	給与の支払いを受ける人が常時10人未満の事業所については、納期の特例(特別徴収税額を年2回にまとめて納めることができる制度)の適用を受けることができます。	P7